主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鈴木匡、同大場民男、上告復代理人林光佑、同山本一道、同鈴木順二の上告理由第一点について

本件訴状に原告の表示として記載された「B 1 合名会社業務執行社員DことB 2 」から原告として確定される者が被上告人B 1 合名会社であるとした原審の判断は、 右訴状に共同原告として被上告人B 2 個人の表示があること及び訴状に記載された 上告人に対する請求の趣旨・原因に照らし、正当として是認することができ、その 過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点及び第三点について

第一審判決に対して被上告人 B 1 合名会社が控訴適格を有するとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官